

広島県告示第百八十八号

広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行に関する規約を次のように定めた。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行に関する規約

約

(代替執行事務の範囲)

第一条 広島県（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により大崎上島町（以下「乙」という。）が処理することとされた公害防止に係る事務のうち、次に掲げる広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号。以下「特例条例」という。）に係るもの（以下「代替執行事務」という。）を、乙又は乙の長の名において管理し及び執行する。

一 特例条例第二条の表の第十七号の三に掲げる大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく事務（特例条例第三条の表の第十八号の三に掲げるものを除く。）

二 特例条例第二条の表の第二十号の三に掲げる水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づく事務（特例条例第三条の表の第二十二号の二に掲げるものを除く。）

三 特例条例第二条の表の第二十号の四に掲げる特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号）に基づく事務（特例条例第三条の表の第二十二号の三に掲げるものを除く。）

四 特例条例第二条の表の第二十三号の二に掲げるダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に基づく事務（特例条例第三条の表の第二十五号の二に掲げるものを除く。）

五 特例条例第二条の表の第三十三号に掲げる広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）及び広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）に基づく事務（特例条例第三条の表の第二十九号の二に掲げるものを除く。）

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第二条 代替執行事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、甲の請求に基づき乙が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第四条 甲の長は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(実績報告書の提出)

第五条 甲の長は、各年度において、当該年度の三月三十一日までに、代替執行事務の管理及び執行に係る実績報告書を乙の長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲の長は、乙の長からの求めがあった場合には、代替執行事務の管理及び執行に係る実績を乙の長に報告しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 甲の長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち代替執行事務に関する部分を、乙の長に通知するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第七条 乙は、代替執行事務の管理及び執行について適用されるこの条例等を制定し、又は改廃しようとする場合には、あらかじめ甲に通知するものとする。

(その他)

第八条 この規約に定めるもののほか、代替執行事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 代替執行事務を廃止する場合には、当該代替執行事務の管理及び執行に係る予算の執行は、廃止の日をもってこれを打ち切り、甲の長がこれを決算する。この場合において、決算上剰余金が生じたときは、甲は、速やかに、これを乙に納付しなければならない。